

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省・建設省令第一号）

（平成八年厚生省・建設省令第一号）
新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第四十五条第一項の事業）	（法第四十五条第一項の事業）
第一条（略）	第一条（略）
一 児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業（次条において「児童自立生活援助事業」という。）又は同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（次条において「小規模住居型児童養育事業」という。）	一 児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）第六条の一第一項に規定する児童自立生活援助事業（次条において「児童自立生活援助事業」という。）又は同法第六条の一第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（次条において「小規模住居型児童養育事業」という。）
二（略）	二（略）
三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十二号）第五条第十項に規定する共同生活介護（次条において「共同生活介護」という。）又は同法第五条第十六項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）を行う事業	三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十二号）第五条第十一項に規定する共同生活介護（次条において「共同生活介護」という。）又は同条第十七項に規定する共同生活援助（次条において「共同生活援助」という。）を行う事業
四（略）	四（略）